

# 水質試験検査報告書

依頼日 2026年02月06日

発行日 2026年02月16日

水道法第20条第3項国土交通大臣及び環境大臣登録 第75号  
建築物飲料水水質検査業登録 福島県6水第15号

八丈町公営企業管理者

様

株式会社 江東微生物研究所  
本社 東京都江戸川区西小岩5-18-6

郵便番号 100-1498

住所 東京都八丈島八丈町大賀郷2551番地2

電話番号 04996-2-1128

電話 (03)3672-1251(代)

試験所 株式会社 江東微生物研究所

環境分析センター

福島県いわき市好間工業団地4-18

電話 (0246)36-8558

取扱営業所：東京支所

電話：(03)3671-5941

依頼社名	東京都八丈町役場				事業種別				
施設名					検体名	給水			
採水場所	No.4 菊次建設作業場(大川・根田原・片根山浄水場系管末)				水源				
採水日	2026年2月6日 8:40		採水者	武田卓弥		遊離残留塩素	0.4 mg/L		
天候	前日			気温					
	当日			水温					
				採水区分	他社	持込区分	他社		
試験項目	試験結果	基準値	試験項目	試験結果	基準値				
1 一般細菌	0 個/mL	100個/mL以下	27 総トリハロメタン		0.1mg/L以下				
2 大腸菌	不検出	検出されないこと	28 トリクロ酢酸		0.03mg/L以下				
3 ホルムアルデヒド及びその化合物		0.003mg/L以下	29 ブロモジクロロメタン		0.03mg/L以下				
4 水銀及びその化合物		0.0005mg/L以下	30 ブロモホルム		0.09mg/L以下				
5 セレン及びその化合物		0.01mg/L以下	31 ホルムアルデヒド		0.08mg/L以下				
6 鉛及びその化合物		0.01mg/L以下	32 亜鉛及びその化合物		1mg/L以下				
7 ヒ素及びその化合物		0.01mg/L以下	33 フッ素及びその化合物	0.04 mg/L	0.2mg/L以下				
8 六価クロム化合物		0.02mg/L以下	34 鉄及びその化合物		0.3mg/L以下				
9 亜硝酸態窒素		0.04mg/L以下	35 銅及びその化合物		1mg/L以下				
10 シアン化合物イオン及び塩化シアン		0.01mg/L以下	36 トリハロメタン		200mg/L以下				
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		10mg/L以下	37 マグネシウム及びその化合物		0.05mg/L以下				
12 フッ素及びその化合物		0.8mg/L以下	38 塩化物イオン	61.3 mg/L	200mg/L以下				
13 砒素及びその化合物		1mg/L以下	39 総硬度(カルシウム・マグネシウム等)		300mg/L以下				
14 四塩化炭素		0.002mg/L以下	40 蒸発残留物		500mg/L以下				
15 1,4-ジニトロベンゼン		0.05mg/L以下	41 陰イオン界面活性剤		0.2mg/L以下				
16 2,4,6-トリニトロフェノール及び2,4,6-トリニトロフェノール		0.04mg/L以下	42 ジェオスミン		0.0001mg/L以下				
17 ジクロロメタン		0.02mg/L以下	43 2-メチルイソボルネオール		0.0001mg/L以下				
18 テトラクロエチレン		0.01mg/L以下	44 非イオン界面活性剤		0.02mg/L以下				
19 トリクロエチレン		0.01mg/L以下	45 フェノール類		0.005mg/L以下				
20 ベンゼン		0.01mg/L以下	46 有機物(TOC)	0.3 mg/L未満	3mg/L以下				
21 塩素酸		0.6mg/L以下	47 pH値	7.6	5.8 ~ 8.6				
22 クロ酢酸		0.02mg/L以下	48 味	異常なし	異常でないこと				
23 クロホルム		0.06mg/L以下	49 臭気	異常なし	異常でないこと				
24 ジクロ酢酸		0.03mg/L以下	50 色度	0.5 度未満	5度以下				
25 ジブromクロロメタン		0.1mg/L以下	51 濁度	0.1 度未満	2度以下				
26 臭素酸		0.01mg/L以下	52						
判定	適合：上記検査項目については、水道法水質基準に適合です。								
備考	色度実測値：0.06度 濁度実測値：0.014度								
試験期間	2026年2月6日 ~ 2026年2月16日				水道法水質基準項目の検査方法及び採水方法は				
検査責任者	センター長 岩澤 潤一				平成15年厚生労働省告示第261号によります。				